

受付印 務税		平成 年 月 日 税務署長殿	所管 業種目 概況書 要否 別表等	※ 連結申告 一連番号
納税地 (フリガナ) 電話() -	連結親法人 整理番号	期末現在の 出資金額	税務署 申告年月日	連結グループ 整理番号 連結事業年度 (至)
(フリガナ) 代表者 自署押印	経理責任者 自署押印	旧納税地及び 旧法人名等	申告区分 庁指定 局指定 指導等 区分	売上金額 兆 十億 百万
(フリガナ) 代表者 住所	添付書類	貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本 等変動計算書又は損益金処分表、勘定科目 内訳明細書、個別帰属額に関する書類、事 業概況書、組織再編成に係る契約書等の写 し、組織再編成に係る移転資産等の明細書	通信日付印 確認印 省略 年度処理 高専事業	申告年月日

平成 年 月 日

別表要等要否

連結事業年度分の

申告書

平成 年 月 日

税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有

連結所得金額又は連結欠損金額 (別表四の二「46」①)	1	十億	百万	千	円	この申告による還付金額	所得税額等の還付金額 (34)	14	十億	百万	千	円		
法人税額 (同上の23%相当額)	2						この申告が修正申告である場合	連結中間納付額 (12)-(11)	15					
法人税額の特別控除額 (別表六の二「23」+別表六の二「24」+別表六の二「25」+別表六の二「26」+別表六の二「27」+別表六の二「28」+別表六の二「29」+別表六の二「30」+別表六の二「31」+別表六の二「32」+別表六の二「33」+別表六の二「34」+別表六の二「35」+別表六の二「36」+別表六の二「37」+別表六の二「38」+別表六の二「39」+別表六の二「40」+別表六の二「41」+別表六の二「42」+別表六の二「43」+別表六の二「44」+別表六の二「45」)	3					この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (((13)-(20))若しくは((13)+(21))又は((21)-(17)))	連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額	16	外					
差引法人税額 (2)-(3)	4					この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (((13)-(20))若しくは((13)+(21))又は((21)-(17)))	計	17	外					
リース特別控除戻戻税額 (別表六(十)「30」+別表六(十三)「30」+別表六(十七)「30」+別表六(二十)「31」+別表六(二十三)「30」)	5					この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (((13)-(20))若しくは((13)+(21))又は((21)-(17)))	この申告の申告前	18	外					
土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」+別表三(二)「25」+別表三(三)「20」)	6			0	0	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (((13)-(20))若しくは((13)+(21))又は((21)-(17)))	課税土地譲渡利益金額	19						
同上に対する税額 (27)+(28)+(29)	7					この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (((13)-(20))若しくは((13)+(21))又は((21)-(17)))	法人税額	20						
法人税額計 (4)+(5)+(7)	8				0	0	還付金額	21	外					
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	9						この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (((13)-(20))若しくは((13)+(21))又は((21)-(17)))	22	外			0	0	
控除税額 (((8)-(9))と(32)のうち少ない金額)	10						連結欠損金等の当期控除額 (別表七の二「2」計又は「13」)	23						
差引連結所得に対する法人税額 (8)-(9)-(10)	11				0	0	翌期へ繰り越す連結欠損金 (別表七の二「3」合計)	24						
連結中間申告分の法人税額	12				0	0	この申告の申告前	25						
差引この申告により納付すべき法人税額 (11)-(12)	13				0	0	この申告の申告前	26						
土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)	27					0	土地譲渡税額の内訳	29					0	0
同上 (別表三(二)「28」)	28					0	連結中間申告の場合にはその計算期間		平成	年	月	日		
所得税の額 (別表六の二「6」③)	30						銀行		支店		預金		郵便局	
外国税額 (別表六の二「17」)	31						口座番号		貯金記号番号 (郵便貯金振込の場合)		-			
計 (30)+(31)	32						※ 税務署処理欄							
控除した金額 (10)	33													
控除しきれなかった金額 (32)-(33)	34													